

第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>官民連携手法の導入により、下水道事業の基盤強化（ヒト、モノ、カネの強化）がされるということに触れてもらいたい。</p>	<p>2.1 2.4.3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2.1で以下のとおり記載。 「PPP/PFI手法の導入は、このようなヒト・モノ・カネの各方面における課題への対応策の一つである。具体的には、例えば、民間事業者による運転管理・修繕・改築等の一体的な実施により公共部門に対する体制補完や技術の継承を行うことが考えられる。また、民間のノウハウをより発揮させやすい契約・発注方式をとることにより民間企業の経営原理と効率化のインセンティブを働かせる運営方式を導入することで施設の維持管理・改築・経営等のライフサイクルコストを削減すること、さらに、民間資金の活用により今後強まっていく財政制約に対処することが考えられる。」 ✓ 2.4.3の図表2-20（管理者が期待するPPP/PFIのメリット（自治体規模別の整理））
<p>モニタリングによるサービスの質の維持は大前提として、効率化によるコスト削減だけではなく民間の知恵を借りることによっていかに公的サービスを向上させるか、という視点も重要だと考えている。</p>	<p>3.1.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3.1.2に下記の記載を挿入。 「下水道利用者にとってのメリットは、「民間事業者の創意工夫や革新的技術の積極的な活用によるより質の高いサービスの享受や料金負担の軽減」等が想定される。」 ✓ 3.1.2の図表3-2（下水道分野におけるコンセッションのメリット）
<p>事業経営の改善については改築・維持管理方法の改善以外にも様々に考えられ、民間のノウハウの発揮の余地についての記載ができると望ましい。</p>	<p>3.1.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3.1に下記の記載を挿入。 「コンセッション方式における更新工事は運営権者から発注される民間発注であるため、公共調達に比べ制約が少なく、発注にかかる時間・事務工数が小さくなること、年間を通じて施工業者の稼働率を上げること、より大きな金額による発注が可能になることを通じた事業効率化が期待される。」 ✓ 「事業の資金繰りのリスクを運営権者に移転し、運営権者側で一定の裁量により資金調達・借入返済等のリスク管理を含めた財務企画を行うことができる。」
<p>今後20年～30年を見据えて真剣に取り組まないといけないという現状にあることを、全国の自治体がしっかりと認識しているか疑問。改正ガイドラインでは、この「入り」の部分（課題認識）について、データを示していくことも重要。なぜコンセッションをはじめとする官民連携、広域化が必要なのかについての認識を自治体に腹落ちしてもらおうことが大事。</p>	<p>2.1.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2.1において官民連携導入の背景を説明

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>コンセッションは「何をするか」まで民間事業者に委ねる点で性能発注とは異なる。その経営の自由度によって効率的な業務遂行が期待できるが、そのかわりに事業リスクを負わせることで、上手くやれば上手くやった分だけ民間に帰属させることができる。これがコンセッションの一般的な特徴・効果であると考えているがこれが他の手法とは異なっているということをはっきりガイドラインで示すべきではないか。</p>	<p>3.1.</p>	<p>✓ 3.1. で下記の通り記載。</p> <p>「このように、コンセッション方式では包括的民間委託と比較し運営権者により大きな運営の自由度を与えられるとともに、需要リスク・資金調達リスクをはじめとした主要な事業リスクを運営権者に移転しそのリスク管理を委ねることができる。さらに、それにより利益享受の機会が運営権者に生まれるため、運営権者がリスクを一体的かつ適切に管理しつつ事業を効率的・効果的に運営するための動機付けができる。」</p> <p>✓ それぞれが享受するメリットの例として、2.4.3の図表2-20(管理者が期待するPPP/PFIのメリット(自治体規模別の整理)に一元化</p>
<p>官民連携に様々な手法があるが、コンセッションの活用意義は何か。包括委託との違い(たとえば資金調達リスクを負い、長期にわたる更新投資マネジメントを行い、LCCの最適化が期待できること)を訴えていくことが重要ではないか。</p>	<p>3.1.</p>	<p>✓ 同上</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>具体的な事業に伴う様々な事情を反映していくと、ピュアなコンセッションにはならない。それをやりすぎると、コンセッションが狙っていた効果が失われる(従来型と変わらなくなる)。本来の効果を殺してしまわない仕組みをどのように講じるかが重要。</p>	<p>3.10.1 3.12.5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「ピュアなコンセッション」: 広範囲の業務を対象とすると考えた場合、3.10.1で対応。 ✓ 3.12.5でも、内閣府GLにあるような運営権対価の一括払いを検討すべきなどの「ピュアなコンセッション」への働きかけの記載をしている
<p>「バンドリング」を行う場合には、管理者側の窓口を共通することも効果を得るためには重要である。管理者間の行動のブレをいかに制限するかという視点も加えてほしい。</p>	<p>3.10.2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「3.10.2 その他インフラとの連携及び広域化」において以下のとおり記載。 「運営権者・各管理者のそれぞれの事務コストや効率性にかんがみ、各管理者側の契約上の重要な権限行使における意思決定を一体し、その意思決定プロセスを明確することや、管理者側の事務窓口を一本化する等の手法を講じることが想定される。」
<p>「広域化」については、段階的に広げていく場合にはまた違う。競争性や入札の枠組みを維持しつつ、同じSPCが一括することが「広域化」では重要なので、そのあたりをうまく示してほしい。</p>	<p>3.10.2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 委員指摘の手順についても広域化の中で記載。
<p>「バンドリング」については、どういう分野のバンドリングをすればシナジーが生まれるのかを示すことも重要ではないか。下水道とバイオマスは効果のイメージがわかりやすいが、上下水道で一体的に運営する場合にどのような効果があるのかをわかりやすく示してもらいたい。</p>	<p>3.10.2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誘導にならないよう、バンドリングの具体例として想定されるものを記載

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>「広域化」については、公共同士では進めていくことが難しい広域化を民間事業者主導で進めていくために活用するという意義もあると思うので、そういう打ち出しもガイドラインで行ってほしい。その場合にメリットが出やすい形(流域下水道をコアにする、段階的に広域化を進めていく等)を示して、議論のキックオフとなるようなきっかけとなれば意味があるのではないか。</p>	<p>3.1.</p>	<p>✓ 委員からご指摘いただいた「コンセッションを進めることによって「結果的な」広域化が図られるメリットがある」という趣旨については、そのようなメリットがあることを3.1(コンセッションのメリット)に記載 「近隣の複数の下水道事業を同一の運営権者がコンセッション方式により運営することで、下水道事業の実質的な広域化が実現できるという効果も考えられる。」</p>
<p>バンドリングについて、例えば雨水のことを考えるとSPCが河川管理者と調整するのかというふうになると、難しい印象がある。ガス・上水道分野などとのバンドリングについて、下水道分野から一方的に想定するのではなく、他事業の管理者が下水道との連携についてどう考えているかというヒアリングはいいかがか。</p>	<p>3.10.2</p>	<p>✓ 案件のおかれた状況によってどのような分野との連携が想定できるかについては異なると考えられるので、今後案件ごとに適宜ヒアリングを行っていくことが考えられる。</p>
<p>自治体間の広域連携の既に進んでいる分野とのバンドリングなど、既存の広域連携の仕組みを使って広域化とバンドリングを進めるというやり方もあるのではないか。</p>	<p>3.10.2</p>	<p>✓ 広域化については、3.10.2 にて触れており、既存の広域連携の仕組みからの広域化・バンドリングについても包含しうる</p>
<p>・管路を含むコンセッションも自治体の自由であって可能であるということを記載できると望ましい。</p>	<p>3.10.1</p>	<p>✓ 3.10.1 業務範囲において、施設範囲に関する検討の際の留意点を整理した</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>ガイドライン検討会第一回資料6で「期待される効果」という表現で分析しているが、これは「コンセッションにより期待される効果」を整理して示すべき。たとえば維持管理のみを業務範囲とすれば確かに管理者は更新投資を実施することになるがそれはコンセッションを実施することによって初めて可能になるものではない。むしろ、コンセッションの業務範囲を維持管理に限定することで、本来のコンセッションが狙っていた効果が得られないということなのではないか。そのあたりは再整理してほしい。</p>	<p>記載において留意</p>	<p>✓ ガイドライン本文においては用語の使い方をチェック予定。</p>
<p>維持管理のみを任せる場合にコンセッションを活用する意義はどこにあるのかという素朴な疑問がある。それについても示してほしい。</p>	<p>3.10.1</p>	<p>✓ 3.10.1に、「業務範囲は維持管理のみとすべきか、維持管理と改築更新を含む全ての業務とすべきか」についての考え方の留意事項を記載。維持管理の中においても民間の創意工夫の余地はあると思われるが、維持管理のみに絞った記載はしていない。</p>
<p>一部処理区か全部処理区かはモニタリング能力との兼ね合いも重要だと思う</p>	<p>3.10.1</p>	<p>✓ 業務範囲の設定の留意事項の一つとして、「モニタリング能力」を位置づけ。</p>
<p>コンセッション事業の業務範囲を一部処理区とした場合など、料金の公平性と受益者負担という観点を踏まえた上でどの範囲まで料金を統一させるべきかについて考える必要がある。</p>	<p>3.10.1</p>	<p>✓ 料金統一の観点について、業務範囲の留意事項に記載。</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>管路に関しては公共側が担う部分が多いという現状をふまえると、コンセッションの場合でも公共側に人も権限も残さざるをえない。一方で、一部コンセッションとなる場合に、両方に同じような人が官と民にいるという状況が生じてしまうと、本当に効果が表れるのかが懸念される。この問題について、事例を踏まえてどうリスク分担をしてコンセッションの効果を出していくかについて検討いただきたい。</p>	3.10.1	3.10.1. における記載で留意。
<p>・現状の整理案では地方自治体による出資が促されているように誤解されるおそれがある。内閣府GLの記載との平仄から、出資以外の方法で対応できる場合には出資は必須ではないと記載してはどうか。</p>	3.3.2.	3.3.2(1)で反映。 ●自治体の出資は賛否あることをふまえ、出資はあり得ることを記載するとともに、内閣府GLを記載した
<p>・高松空港の事例は、事業者は国を契約の相手としており、このケースにおける自治体の出資の立場は事業の成長性に貢献するという立場であるので、成長性よりは安定的運営をモニターするという、下水道事業における自治体の立場とは異なることに留意する必要がある。さらに取締役派遣をした場合会社が事業価値の向上を目的としており、この目的に沿った善管注意義務を取締役が負うことに留意する必要がある。会社としての事業遂行と、事業監視は利害対立を生じるおそれがある。</p>	3.3.2.	3.3.2において下記の通り対応。 ●取締役派遣には触れず、職員派遣についてのみ記載した
<p>・出資することでできるようになることとしては、財務情報等の内部情報へのアクセスがあるが、公共側としては特殊なノウハウなどではなく事業の健全性の確保や施設の適切な維持管理の確認を通じた安定的運営を狙いとしており、必要な情報は出資しなくても取得可能な情報であるため、出資する必要性はあまり考えにくいのではないか。</p>	3.3.2.	✓ 3.3.2で反映 「必要性を明確にし、運営権者の経営の自由度や知的財産権・ノウハウ等の保護への影響に十分配慮するとともに、出資の目的を達成するために必要最小限の出資割合及び株主権限等に留めることが必要」

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>・情報管理の観点からも、取締役就任すれば会社の内部情報に自由にアクセスできるため、地方自治体からの役員派遣受け入れに民間事業者が難色を示すおそれもある。</p>	3.3.2.	<p>✓ 3.3.2で反映 出資等については、MS等により民間事業者の意見を聴取。「マーケット・サウンディング等を通じて(中略)管理者による出資比率、額、官民の役割分担等を明らかにし、管理者側から民間事業者に対して、出資割合や株主権限の行使について、一定の誓約を行う等、運営権者の経営等への影響に配慮することが必要である。」</p>
<p>・情報管理と出資に関して手当てするためには非常に詳細な株主間契約が必要だが、その締結を自治体が行うことは現実的ではない。出資についてはこのような事情も理解する必要がある。</p>	3.3.2.	<p>✓ 3.3.2で反映 民間事業者への意見聴取により取り決めればよい。「マーケット・サウンディング等を通じて(中略)管理者による出資比率、額、官民の役割分担等を明らかにし、管理者側から民間事業者に対して、出資割合や株主権限の行使について、一定の誓約を行う等、運営権者の経営等への影響に配慮することが必要である。」</p>
<p>・さらに、持続可能性の確保という観点で出資を行う場合、経営悪化時に出資で支えるということと理解されるおそれもある。また出資者として公共がコントロールをきかせるということを行う場合、民間の創意工夫は活かしにくくなる。浜松のケースからもわかるように、モニタリングの確保について出資以外の工夫の方法はある。</p>	3.3.2.	<p>✓ 3.3.2で反映 運営権者の経営悪化により事業継続が困難な場合は、運営権の停止、取消しがあり、契約解除の方法もある。また、契約履行のインセンティブとして、違約金条項がある。「マーケット・サウンディング等を通じて(中略)管理者による出資比率、額、官民の役割分担等を明らかにし、運営権者の経営等への影響に配慮することが求められる」</p>
<p>・出資については、地方自治体の立場に立てば、出資者としてのモニタリングをしていきたいというニーズもありえるだろう。また、コンセッション導入にあたって市民や議会の理解を得るためであったり、モニタリング能力確保のための技術・ノウハウ維持へ向け担い手事業体へ職員派遣するために必要という声もありうる。事業開始直後や過渡期についても原則出資を認めないとなると、コンセッションを導入する事案がスムーズに出てこなかったり、単に従来型の維持・管理包括委託をコンセッション手法で実施するといった事例ばかり多くなるようなおそれもある。もちろん、出資の必要性を明確にすることを地方自治体に求めていくことは大前提とした上で、以上の諸点もふまえて検討してみたい。</p>	3.3.2.	<p>✓ 3.3.2で改正GLにて対応</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>・人材育成の議論と、出資を通じた公務員派遣による監視の議論は区別すべき。PFI法による公務員派遣は限定的であり、永続的な派遣を通じた人材育成を狙いとして公務員派遣法を使うため出資を行うということはあるが、それが経営の監視にまで及ぶと民間としては抵抗感がある。たとえば、オペレーションのみ行う会社をSPCとは別に作り、そこに出資して現場の技術を身に着ける人を派遣するという方法により、事業経営にまで関与しない人材派遣も可能になるのではないか。またその他には、期間限定の出資という方法もありうる。</p>	3.3.2.	<p>✓ 3.3.2で反映 自治体の出資は賛否あることをふまえ、出資はあり得ることを記載するとともに、内閣府GLに照らして記載した。</p>
<p>・地方自治体による出資については、管路も含むコンセッションを行う場合には、その重要性にかんがみ、SPCによる事業内容や適時の施設内容の把握のためにも出資は必要ではないか。</p>	3.3.2.	<p>✓ 3.3.2で反映 内閣府GLに照らして記載した。</p>
<p>地域企業の参画スキームとしては、地域経済の拡大につながる前向きなイメージを持ってもらえるような打ち出しができればよい。</p>	3.3.2.	<p>✓ 3.3.2で反映 地域企業参画スキームについては、「運営権者を選定するにあたって、地域企業等による関与がある場合は、災害時の対応、地域活性化への取り組みを評価項目とする等、関与の透明性や民間の創意工夫を妨げない仕組みとすることが考えられる。」と記載した。</p>
<p>事業規模が大きくなると小規模な地元企業が排除されたり下請けに留まらざるを得なくなったりし、地元経済の活性化に支障が出ると思われるので、それについてどう対応していくかも課題ではないか。</p>	3.3.2.	<p>✓ 同上</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>・地域企業の参画について、公募書類等への記載方法によっては地域企業がキャスティングボードを握ることになり公募の公平性・競争性が阻害されるおそれがある。また、地域企業との連携も事前に求めすぎると提案段階で地域企業を通じて情報が流出する可能性もあり、民間事業者が懸念することも想定される。ガイドラインには、地域企業の参画にあたっては、競争性を阻害しないことや外部への情報流出が起らないように手当てすることに留意するよう記載してもらいたい。</p>	3.3.2	<p>✓ 3.3.2(2)地元企業等の参画スキーム 下水道事業は地域産業の面もあり、緊急・災害時における迅速かつ確実な対応を行う地域企業の存在は不可欠である。このため、運営権者と地域企業等との連携体制の構築も重要であり、運営主体への地域企業等の参画も想定される。運営権者を選定するにあたって、地域企業等による関与がある場合は、災害時の対応、地域活性化への取り組みを評価項目とする等、関与の透明性や民間の創意工夫を妨げない仕組みとすることが考えられる。</p>
<p>・地域企業は守る対象でなく不可欠な存在のほずであり、この参画は、各地域にとって有用なコンセッションの普及を図る上で大変重要。緊急・災害時対応や日々の管路点検・修繕等はじめ、地域企業の強みとは具体的に何か、また、その強みを活かしてコンセッションを導入していくための公募要項策定の工夫等について示せると良い。あわせて、大手と地元の役割分担のあり方・事例なども含め、地域の関係者WinWinで前向きに取り組んでいけるような指針を示せることが望ましい。</p>	3.3.2	<p>✓ 3.3.2 同上</p>
<p>・地域企業の参画については、単なる下請けとして利益の少ない仕事しかできなくなり経営状況が苦しくなるということも考えられるため、評価項目の記載の方法については工夫を検討いただきたい。</p>	3.3.2	<p>✓ 3.3.2(2)に記載し、西遠の事例を紹介するにとどめる。 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 優先交渉権者選定基準を事例として記載。</p>
<p>・地域企業については、災害対応を考慮するとコンセッションに移行したら民間調達だけとなり地域企業が消滅してしまうという形は望ましいことではない。</p>	3.3.2	<p>✓ 3.3.2(2)地元企業等の参画スキーム 下水道事業は地域産業の面もあり、緊急・災害時における迅速かつ確実な対応を行う地域企業の存在は不可欠である。このため、運営権者と地域企業等との連携体制の構築も重要であり、運営主体への地域企業等の参画も想定される。運営権者を選定するにあたって、地域企業等による関与がある場合は、災害時の対応、地域活性化への取り組みを評価項目とする等、関与の透明性や民間の創意工夫を妨げない仕組みとすることが考えられる。</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業というよりは、その地域に根差した企業ということで地域企業という言葉が適切と考える。 	3.3.2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「地域企業」には「地元企業」も含まれると考える。「地域企業」で統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ・改築更新は、補助金交付が多い下水道においても、民間のインセンティブを考慮し、民間が積極的かつ適切に更新投資を実施できるようなスキームを検討する必要がある。 	3.10.2(4).	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3.10.2(4) において記載の通り
<ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院の受検主体が地方公共団体であることについて従来の記載を踏襲しているものだと理解しているが、浜松市西遠処理場の事例蓄積があれば反映し、地方公共団体に代わってあるいは補佐をする形で会計検査に民間事業者が関与できないか検討してほしい。もし、SPCで受検する余地があるのならばガイドラインに記載いただきたい。 	3.10.2(3).	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受検主体は地方公共団体である旨、運営権者はサポートすべき旨既に記載済み。
<ul style="list-style-type: none"> ・国費の入る改築につき、20年など長期にわたるコンセッション事業期間の中で、事業体を構成するメーカー以外で新しい技術が発明された場合、官側でそれを採用することができるかについて記載ができないか。 	3.10.2(4).	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3.10.2(4)において下記の通り記載し、運営権者は、管理者による性能や金額の「確認」を要することと言及。「個別工事の内容や事業費の積算等については、工事主体である運営権者が要求水準書等を踏まえ行った検討に基づき、管理者が会計検査を受検することも踏まえた上で、性能や金額の確認等を行い、交付申請を行うことになるものと考えられる。」

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>業務範囲については改築更新まで含めないと意味がないと思われるが、企業は投資回収ができない更新投資はしないはずなので、更新投資をする義務をかけるべきではないか。</p>	<p>3.10.2(3).</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 要求水準に違反しないための更新投資は義務付けられているため、経済性の観点だけで更新投資の実施有無を決められるものではない。 ✓ 一般に運営権者は要求水準で求められるサービス水準を遵守する義務を負っており、改築が業務範囲に含まれる場合、義務を達成するための手段として、自らの判断により改築を行うことになり、3.10.2(3)に記載した。「実施契約において、運営権者が要求水準で求められるサービス水準を遵守する義務を負うことを規定する。」 なお、必要に応じて、更新投資を義務とすることも可能と考えられるが、個別事業の性質に基づくため、一概にガイドラインに記載することはせず、個別の検討に委ねることとしたい
<p>・運営権対価の設定に関して、総収入－総支出を前提とするのであれば、それぞれの収入・支出を見積もることができるような情報を出していくことが必要であるが、将来のキャッシュフローや割引率へのリスクの反映などについて考え方を明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>3.12.5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 下記の通り対応。 「運営権対価を算定するための割引率について、下水道事業においては、対象施設の建設に際し管理者が起債しており、運営権対価はその償還原資になることから、起債条件に合わせて割引率を設定することが考えられる。」
<p>・対価の支払いだが、一括払いで受領した対価をこのように活用できるという例を示すことができれば、地方自治体にとっても一括払いを選択しやすくなるのではないか。</p>	<p>3.12.5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 下記の通り記載 「なお、平成30年6月20日に公布された改正PFI法において、平成30年度から33年度までの間に実施方針条例を定めること等の一定の要件の下で、下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該事業に係る旧資金運用部資金等の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る元金償還金以外の金銭(補償金)を受領しないものとする措置が講じられた。」

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>・対価の支払いについては、一括払いで受領した対価に係る借入金返済以外の活用用途について有意義な示唆も示すことができれば、地方自治体にとっても一括払いを選択するインセンティブがより生まれるのではないか。</p>	3.12.5	<p>✓ 下記の通り記載 「運営権対価は契約時一括又は毎年度分割払いが考えられる。支払方式の選択にあたっては、管理者の既往下水道事業債の一括繰上償還の可否や運営権者による一括払い対価の調達の可否等を検討して行う必要がある。」</p>
<p>・料金改定については、人口減少下における更新投資増加の中で、公共・民間運営のどちらでも料金値上げは不可避という共通認識のもと、まずは直営成り行きケースでの料金推移算定を起点とした基準設定などをすることが重要。そして、料金改定のたびに議会の決定が必要となるような仕組みでなく、例えば当該基準よりも下回る限りは柔軟に料金変更を認めるような工夫ができれば望ましい。</p>	3.12.4.	<p>✓ 3.12.4 (1)③ 「なお、利用料金の上限を引き上げ等する場合には、条例の改正が必要であることから、利用料金の上限を、急激な物価変動等も見込み、あらかじめ幅をもって設定することも想定される。」</p>
<p>・リスク分担のうち瑕疵担保責任については、西遠の事例は管路を含まないこともあり6カ月と理解している。管路を対象とする場合には、瑕疵担保期間はもう少し十分に設ける必要があるであろうことに言及してもらいたい。</p>	3.12.6	<p>✓ 委員のご指摘を踏まえて特定条例変更については触れない。</p>
<p>・コンセッションの場合、リスクの振り分けについて料金改定により利用料金に反映させ受益者負担として利用者に負担してもらおうという方法もあるため、料金改定とリスク分担はセットになっている。</p>	3.12.6	<p>✓ 3.12.6(1)(リスクへの対応方法の例)に以下のとおり記載あり。 「下水道利用料金の改定：法令や環境基準の変更等の理由による放流水質の変更に伴う中長期的な増加費用の回収、急激な物価上昇等の社会経済状況の著しい変化への対応等。 「下水道利用料金の改定は、実施方針に関する条例に定められた範囲内で行うこととなるが、下水道利用料金の上限を改定する必要がある場合には、議会の議決を経て、実施方針に関する条例の改正を行い、下水道利用料金の改定を行うこととなる。」</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>・ 特定法令変更の用語については、一般的なPFIとコンセッションでは範囲が異なり、コンセッションはまさにコンセッション事業のみを狙い撃ちにするような狭い範囲を想定するのが先例である。</p>	3.12.6	<p>✓ 第2回の検討会資料では「特定変更」という表現が用いられていたが、ガイドライン上は「当該事業に直接関係する」という表現を用いているため、特段の対応は不要。</p>
<p>・ 特定法令変更は各事例の背景によってケースバイケースであるから、ガイドラインには詳しくは記載せず、特定法令変更の範囲、特定法令変更のリスク分担をどのようにするかを検討し、契約内容に含める必要があることを伝達する程度でよいのではないか。</p>	3.12.6	<p>✓ 委員のご指摘を踏まえて特定条例変更については触れない。</p>
<p>・ 特定法令変更については、計画担保責任という考え方もあるが、いかに予見可能性を高めて民間事業者に出て来やすくするかということを考えることが重要ではないか。</p>	3.12.6	<p>✓ 委員のご指摘は法令変更リスクの明確化ということであるため3.12.6(1)表9リスク分担の参考例で対応することとしたい。</p>
<p>・ リスク分担のうち瑕疵担保責任については、西遠の事例は管路を含まないから6カ月と理解している。管路を対象とする場合には、瑕疵担保期間はもう少し設ける必要があることに言及してもらいたい。</p>	3.12.6	<p>✓ 3.12.6(1)表9リスク分担の参考例 維持管理運営 施設瑕疵の補足欄に「但し、個別の施設等の状況を判断して、一定期間を契約等で定める必要がある。」と記載があり、西遠事例よりも長期の瑕疵担保期間としうることへ言及している。</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>・西遠の例の特定法令等変更リスクに関する記載は民間にとってやや厳しいとみられるため、これが原則ではないことを指摘してほしい。</p>	3.12.6	<p>✓ 3.12.6(1)表9リスク分担の参考例において特定法令変更のリスク負担者の管理者に「○」を付けて対応。(内閣府ガイドラインの記載と平仄を合わせたことにより対応済み)</p>
<p>・決算資料の開示は大前提だが、公営企業会計が非適用の自治体では民間事業者が求める資料が出せず事業性判断ができないおそれがあることから、この適用の着実な拡大へ向けた働きかけを引き続きお願いしたい。</p>	3.4.1(2)	<p>✓ 以下の既存の記載が該当する。 「(地方公営企業法に基づく会計方式が未導入の場合)、情報整理はおおむね企業会計の考え方と一致することから、情報整備を行うことにより、地方公営企業法に基づく会計方式の導入促進にも寄与することとなる。」</p>
<p>事業の終了後、次期のコンセッションを行っていくうえで事業終了時の施設等の評価をどのように行っていくのか、次につなげる場合にどうすべきかに言及すべきではないか</p>	3.14	<p>✓ 更新投資負担金につき、3.14において記載した</p>
<p>・事業終了時には、その数年前から次期運営に関する検討が始まるはずであり、この点にも触れてもらいたい。</p>	3.14	<p>✓ 次のように修正 「なお、事業期間終了後も、コンセッション方式による事業を行う場合は、時期運営に関する検討(デューディリジェンス等)、募集、提案審査、契約、引継ぎ等に相当期間を要する点に留意する必要があると考えられる。」</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>ガイドライン検討会資料5の4、5ページの論点一覧の中では、職員数の減少という背景を鑑みると「モニタリング」が重要になると理解している。具体的な形を示し、海外の事例(特に失敗事例の原因)も紹介していくことが望ましい。</p>	3.13.1	<p>✓ 海外の事例はわが国と前提条件が異なることもありガイドラインに記載することは見送るものの、モニタリングの内容については3.13.1で記載している。詳しい内容は浜松市の事例を用いてコラムで記載している。</p>
<p>・モニタリングについては、公共サイドのモニタリングノウハウを維持・継続するための具体的な工夫や手法にも言及できないか。たとえば、公共サイドから担い手事業者への職員派遣であったり、基幹管路更新業務などを公共に残してモニタリングノウハウを堅持したりする等である。</p>	3.13.1	<p>✓ 3.13.1(1)④にて反映 「管理者によるモニタリングを充実させるためには、モニタリングのためのノウハウを備えることが必要となる。そのためには、例えば、管理者による運営権者への職員派遣を通じたノウハウ維持・拡充、全処理区を民間委託せず一部処理区において直営を継続する等の方法が考えられる。」</p>
<p>・第三者モニタリングについてはどのような専門機関がありうるか、例えば、下水道事業団、イギリスのOfwat的なものや、他の地域の公営企業体の可能性等含め、具体的なイメージを示せるとよい。</p>	3.13.1	<p>✓ 3.13.1にて、浜松の事例を用いて、JSについて言及している。</p>
<p>・第三者機関モニタリングに過度に依存して責任回避するということにならないよう、管理者側でモニタリングのための人材育成をすることの重要性を明記してほしい。</p>	3.13.1	<p>✓ 3.13.1(1)にて反映 「モニタリングの最終責任は管理者にあり、モニタリング実施のための人材育成や要求水準を満たしているかの測定とその結果に基づく評価等は、管理者が自ら行う必要がある。」</p>

○第1回・第2回検討会におけるご意見への対応

ご意見	改正ガイドラインにおける対応箇所	対応・反映の状況
<p>・同じモニタリングという言葉でも、セルフモニタリング、発注者としてのモニタリング、下水道管理者としてのモニタリング、第三者機関によるモニタリングとそれぞれ立場が異なる。これらの立場の違いに留意した記載にしてもらいたい。</p>	<p>3.13.1.</p>	<p>✓ 3.13.1)にてすでに記載</p>
<p>・モニタリングにおいて、第三者機関の第三者性の担保の方法をどうするか。一方が費用全てを負担するとなれば第三者性に懸念が生じるから、費用負担は双方同額とする、双方の意見を踏まえてモニタリングをする等の方法が考えられるのではないか。</p>	<p>3.13.1.</p>	<p>✓ 3.13.1. (2)にて反映 「水準の達成状況については、運営権者によるセルフモニタリングや管理者によるモニタリングに加えて、技術や経営の観点から、必要に応じて外部専門機関を活用したモニタリングを併せて行うことが考えられる。」</p> <p>「モニタリングの内容について、運営権者と管理者等の間での認識の齟齬が生じた場合に備え、関係者で意見の調整を図るメカニズムを規定することも考えられる。この場合、費用負担や意見聴取手続等を平等に行うことが重要である。先行事例となる浜松市の事例においては、モニタリングの結果について紛争が生じた場合に調整を行う協議会が設置されている。」</p>
<p>・そもそも自治体が困って「何のために」一緒にやるのか、官民連携でいるんな従来のやり方を変える必要があり、両者全体でまずその共通認識をしっかりと持つことで無駄な軋轢がなくなる。地方公共団体の意識としてまず確認すべき内容、これが肝という部分が経験も踏まえてうまくまとまって示せると望ましい。</p>	<p>2.1</p>	<p>✓ 2.1の下水道事業の現状と課題において官民連携の必要性を追記し対応</p>
<p>「民間企業の参画意欲」という用語を使用する際には、コンセッションの効果を引き出す能力・意欲を持っている民間企業の参画を促すのが重要ではないか。</p>	<p>3.10.1</p>	<p>✓ 複数の事業者が参画することで生じる競争性を確保することが工夫を生み出す上で重要と意識していた。言葉の使い方は再整理したい</p>